

W T O 非農産品市場アクセス（NAMA）交渉会合の概要

1. 日時、場所

平成18年2月27日（月）～3月3日（金）

於：W T O 本部（スイス・ジュネーブ）

2. 出席者

経済産業省小川通商機構部長、鳩山通商機構部参事官、水産庁長畠漁政部参事官、財務省長谷川世界貿易専門官他

3. 会合の概要

（1）議長主催の全体会合及びオープンエンド会合

ステファンソン新交渉議長の議事の下、今次会合では、関税削減方式の主要素（フォーミュラ、非譲許品目の扱い）以外の項目（品目カバレッジ、NTB、香港閣僚宣言パラ24の解釈等）について議論された。

① NAMA 交渉と農業交渉の野心の水準のバランス（香港閣僚宣言パラ24）

ブラジル、インド等の一部の途上国は、香港閣僚宣言パラ24は、①途上国の開発の重要性を謳っている、②先進国は大幅な関税削減によって途上国の開発に貢献すべき、③NAMA 交渉と農業交渉それぞれの野心の水準は密接な相関性があり、農業交渉で先進国の野心が低いのであれば、NAMA 交渉において途上国は積極的に譲歩することはないと主張。これに対し、先進国や一部の途上国は、途上国の開発の重要性を認めつつも、パラ24を口実にNAMA 交渉の野心の水準を下げることは不当と反論。議論は平行線をたどった。

② 今後の作業日程

議長より、NAMA 交渉に関する当面の作業日程案が提示された。主な事項に関する予定は以下の通り。

● 関税削減方式（フォーミュラ）、非譲許品目の扱い、途上国の柔軟性

香港閣僚宣言で示されているとおり、4月30日までに、主要三要素（関税削減方式、非譲許品目の扱い、途上国の柔軟性）を含むモダリティを確立するとの作業予定が改めて確認された。

● 分野別関税撤廃・調和

分野別関税撤廃・調和の個別分野において、十分な参加が達成可能な分野の見極めの目標期限を、7月15日とした。

● 非関税障壁（NTB）

- ・ NTBに係る二国間の交渉については、4月30日を目途としてリクエストを提出し、6月30日を目途にオファーを提出する。
- ・ NTBの分野別交渉及び分野横断的交渉については4月30日を一応の目途として具体的な交渉提案を提出する。
- ・ 全ての交渉について、7月31日を一応の目途としてこれらの交渉をまとめるとされている。

- ・ なお、二国間交渉が不調に終わる場合には、分野別交渉、分野横断的交渉に移行することも可能とされている。更に、これまで NTB 通報を行っていたか否かに拘わらず、いずれの国も提案を提出できるとの見解が議長より示された。

- **品目カバレッジ（我が国のノリ、コンブなどの海草類が関連）**

NAMA 交渉対象品目の範囲を明確にするための作業において、いまだ検討を要する品目があり、今後の取りまとめについて更に議論が進められることとされ、3月末までに本件の終結を図りたいとした。

(2) 加盟国による非公式会合

- **分野別関税撤廃・調和に関する教育会合**

全加盟国に対し本分野への理解を深める目的で、米等主催で分野別関税撤廃・調和に関する教育会合が開催され、現在まで加盟国主導で行っている取組みについての簡潔な説明、クリティカル・マスの算出事例の説明等が行われた。

- **分野別関税撤廃・調和の個別分野の非公式会合**

個別分野毎に非公式会合が開かれ、林水産物についても、我が国も初めて招待された。林水産物に関する会合では、主催国（林産物はカナダ、水産物は NZ）より、会合参加国に対して、対象とする品目の範囲、クリティカル・マスが成立する貿易の割合、最終目的税率、途上国への特別かつ差異のある扱い（S&D）等について、主催国側が提示した様式に従って意見を記入する質問表が配布され、次回 NAMA 会合までに提出するよう求めた（この質問表への回答自体は、分野別関税撤廃・調和への参加を意味しないとの説明。林水産物分野については情報収集のため出席。）。

- **非関税障壁（NTB）**

米等主催で NTB に関する教育会合が開催され、NTB に関する考え方や取組みについての説明が行われた。また、我が国より、輸出規制に関し、透明性を強化するための提案を提示し、関心国間で意見交換を行った。

4. 今後の日程

3月20～24日（予定） 非農産品市場アクセス交渉会合

4月末（予定） モダリティ成立期限

7月末（予定） 譲許表提出期限